# バージョンアップ情報〔給与上手くんα〕

VERSION:25.009

日本ICS TIS INTEC Group

2025 年 12 月 15 日

●給与上手くんα VERSION:16.102

●給与上手くんαクラウド・給与上手くんαクラウド SE VERSION:16.102

**当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1・10 搭載機へのインストールは不可となっています。**

## ◆ 2025 年 12 月 12 日付「給与処理 db の不具合に関するお知らせ」についての修正

➢ 『令和 7 年分年末調整対応のプログラム』バージョンアップで実装した「マスターバージョンアップ後に所得見積額をクリアする」機能が、12 月 12 日リリース分の『令和 7 年分合計表対応プログラム』（Ver.16.101）でも動作し、インストール後、入出力の業務を開くことにより、マスターバージョンアップが行われ、配偶者及び扶養親族等の所得見積額がクリアされていたのを修正しました。

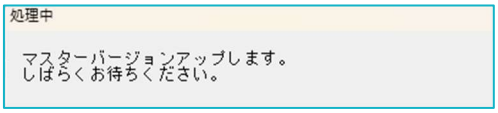


《条件》
『令和 7 年分年末調整プログラム』（Ver.16.001～16.002）で、マスターバージョンアップを行った後に、「配偶者の合計所得金額」および「扶養親族等の所得見積額」を入力している場合。
※Ver.16.001~16.002 の場合は、バージョンアップ前のため、今回の不具合に該当いたしません。

《影響のある個所》
1.社員登録－扶養情報①タブ

2.年調データ入力－配偶者控除等申告書

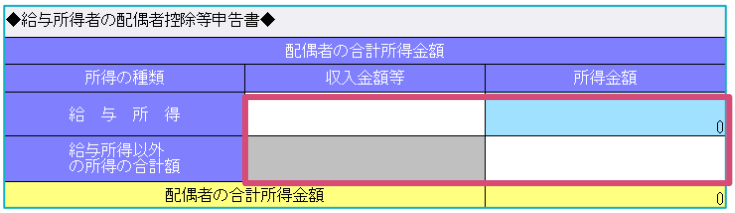


※クリアされた所得見積額は復元できません。
お手数ですが、再度ご入力いただきますようお願いいたします。

➢ 起動時のメッセージ
①業務起動時に表示していた下記のメッセージについては、周知期間が十分に確保できたこと、また混乱を防ぐ目的から、表示を行わないようにしました。

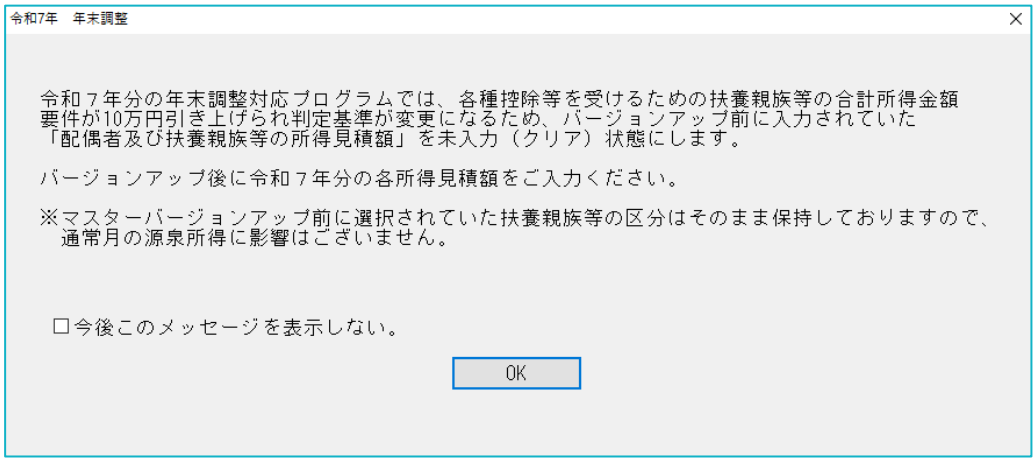


**ご注意**

●他のＩＣＳシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のＩＣＳシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

以上

# バージョンアップ情報〔給与上手くんα〕

VERSION:25.008

日本ICS
TIS INTEC Group

2025 年 12 月 12 日

●給与上手くんα VERSION:16.101
●給与上手くんαクラウド・給与上手くんαクラウド SE VERSION:16.101

**当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1・10 搭載機へのインストールは不可となっています。**

◆ 「通勤手当非課税限度額」の改正

➢ 令和 7 年 11 月 19 日に所得税法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 380 号）が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

◆ 令和８年分から適用される改正

➢ 源泉徴収税額表
①令和８年分源泉徴収税額表に対応しました。

◆ 給与・賞与／入力・出力

➢ 給与・賞与
①クラウド共有を行っているマスターにおいて、個人番号欄がグレーで空欄になるケースがあったのを修正しました。

➢ 出力処理
①次月計算基礎票
給与体系登録の条件によって、「給与体系登録で未登録の下記項目に金額が発生している社員がいます。該当社員は明細書入力画面の差引支給額が赤表示されますので、下記項目を一覧入力画面で確認してください。」のメッセージが表示されるケースがあったのを表示しないように修正しました。
②退職者用源泉徴収票（受給者交付用）
社員登録で“年調しない”を選択した場合、[F6 出力設定]／金額出力タブの『"年調未済"該当者の控除額等を出力』にチェックを付けて出力すると、基礎控除額欄に****が出力されていたのを修正しました。

◆ その他の改良・修正を行いました。

※詳細は、次ページからの**“給与処理ｄｂ【給与計算】（VERSION: 16.101）の変更点”** を参照してください。

**ご注意**

●他のＩＣＳシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のＩＣＳシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

# 給与処理ｄｂ【給与計算】（VERSION:16.101）の変更点

## 改正概要

### Ⅰ．「通勤手当非課税限度額」の改正

#### 1）概要

令和７年 11 月 19 日に所得税法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第 380 号）が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和７年 11 月 20 日に施行され、令和７年４月１日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

このため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和７年分の年末調整で対応が必要となります。

| 区分 | | 課税されない金額 | |
|---|---|---|---|
| | | 改正後（令和７年４月１日以後適用） | 改正前 |
| ① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当 | | １か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 150,000円） | 同左 |
| ② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当 | 通勤距離が片道55km以上である場合 | 38,700円 | 31,600円 |
| | 通勤距離が片道45km以上55km未満である場合 | 32,300円 | 28,000円 |
| | 通勤距離が片道35km以上45km未満である場合 | 25,900円 | 24,400円 |
| | 通勤距離が片道25km以上35km未満である場合 | 19,700円 | 18,700円 |
| | 通勤距離が片道15km以上25km未満である場合 | 13,500円 | 12,900円 |
| | 通勤距離が片道10km以上15km未満である場合 | 7,300円 | 7,100円 |
| | 通勤距離が片道２km以上10km未満である場合 | 4,200円 | 同左 |
| | 通勤距離が片道２km未満である場合 | （全額課税） | 同左 |
| ③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券 | | １か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 150,000円） | 同左 |
| ④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券 | | １か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度 150,000円） | 同左 |

《参考 URL》

通勤手当の非課税限度額の改正について｜国税庁

https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm

※『給与処理ｄｂ【年末調整】』プログラムでは、下記の帳票の変更対応をしました。

・給与集計表

非課税限度額の改正に該当する可能性のある社員の確認が行えます。

・源泉徴収簿／年末調整票

国税庁の記載例に対応した帳票が出力が行えます。

・個人変動情報リスト

内通勤非課税額の確認が行えます。

### Ⅱ．令和８年分から適用される改正

#### 1）源泉徴収税額表

①令和８年分源泉徴収税額表に対応しました。

・給与所得の源泉徴収税額表（電算機計算の特例）

・給与所得の源泉徴収税額表（月額表）

・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

## Ⅲ．令和７年分から適用される改正

①令和７年分「源泉徴収票」新様式に対応しました。

# 改正対応

## Ⅰ．登録・導入

### 1）源泉徴収税額表

#### ■通勤費

①通勤手当自動計算テーブルの更新（改正施行日：令和８年１月）

※令和８年１月分にマスターを更新すると、改正後の金額に自動的に変更されます。

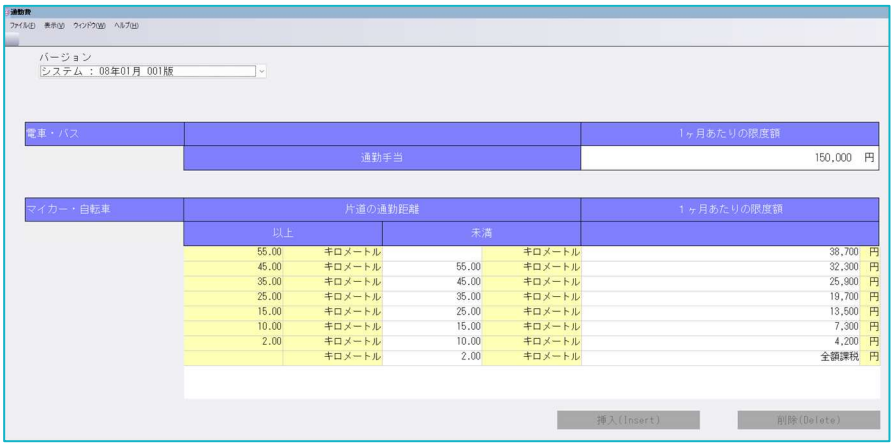


#### ■給与所得の源泉徴収税額表（電算機計算の特例）

①令和８年分源泉徴収税額表に対応しました。

※別表第一、別表（甲欄第二、第三、乙欄第二）、別表（甲欄第四、乙欄第三）、乙欄

### ■給与所得の源泉徴収税額表（月額表）

①令和８年分源泉徴収税額表に対応しました。（※月額表、特定）

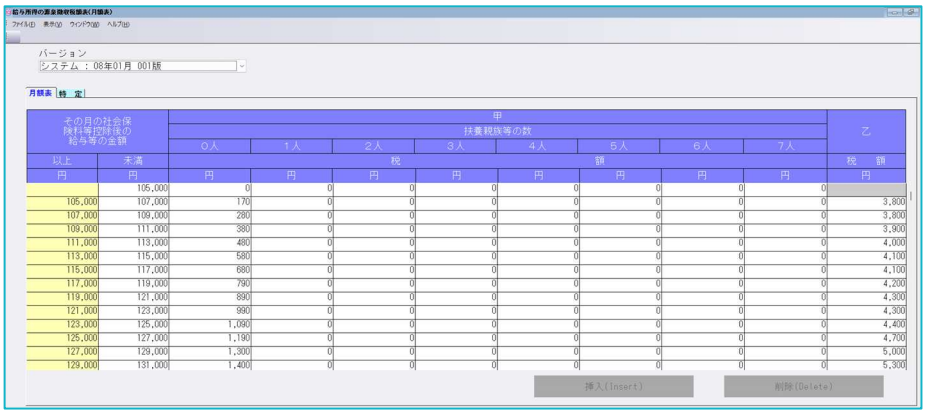

バージョン
システム ： 08年01月 001版

月額表 | 特 定

| その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 | | 甲 扶養親族等の数 | | | | | | | | 乙 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | 税額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 105,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 105,000 | 107,000 | 170 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,800 |
| 107,000 | 109,000 | 280 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,800 |
| 109,000 | 111,000 | 380 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,900 |
| 111,000 | 113,000 | 480 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,000 |
| 113,000 | 115,000 | 580 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,100 |
| 115,000 | 117,000 | 680 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,100 |
| 117,000 | 119,000 | 790 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,200 |
| 119,000 | 121,000 | 890 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,300 |
| 121,000 | 123,000 | 990 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,300 |
| 123,000 | 125,000 | 1,090 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,400 |
| 125,000 | 127,000 | 1,190 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,700 |
| 127,000 | 129,000 | 1,300 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,000 |
| 129,000 | 131,000 | 1,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,300 |

挿入(Insert)　削除(Delete)

### ■賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

①令和８年分、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表に対応しました。

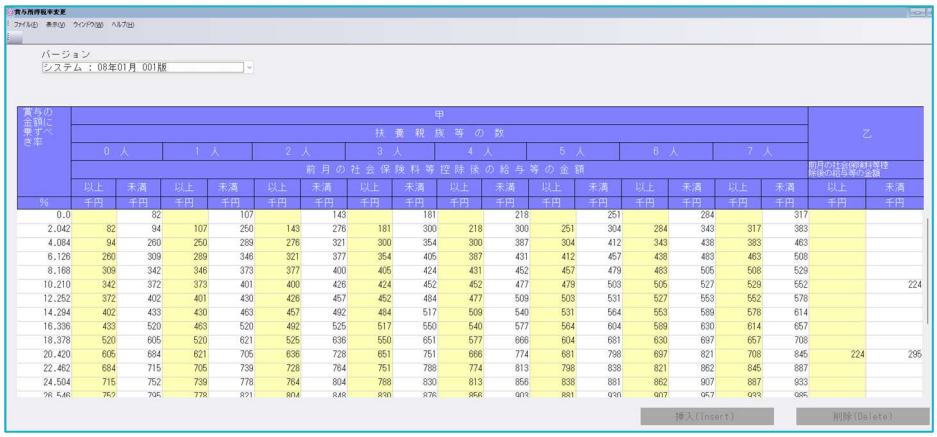

バージョン
システム ： 08年01月 001版

| 賞与の金額に乗ずべき率 | 甲 扶養親族等の数 0人 | | 1人 | | 2人 | | 3人 | | 4人 | | 5人 | | 6人 | | 7人 | | 乙 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 | | | | | | | | | | | | | | | | 前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 |
| | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 |
| % | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 0.0 | | 82 | | 107 | | 143 | | 181 | | 218 | | 251 | | 284 | | 317 | | |
| 2.042 | 82 | 94 | 107 | 250 | 143 | 276 | 181 | 300 | 218 | 300 | 251 | 304 | 284 | 343 | 317 | 383 | | |
| 4.084 | 94 | 260 | 250 | 289 | 276 | 321 | 300 | 354 | 300 | 387 | 304 | 412 | 343 | 438 | 383 | 463 | | |
| 6.126 | 260 | 309 | 289 | 346 | 321 | 377 | 354 | 405 | 387 | 431 | 412 | 457 | 438 | 483 | 463 | 508 | | |
| 8.168 | 309 | 342 | 346 | 373 | 377 | 400 | 405 | 424 | 431 | 452 | 457 | 479 | 483 | 505 | 508 | 529 | | |
| 10.210 | 342 | 372 | 373 | 401 | 400 | 426 | 424 | 452 | 452 | 477 | 479 | 503 | 505 | 527 | 529 | 552 | | 224 |
| 12.252 | 372 | 402 | 401 | 430 | 426 | 457 | 452 | 484 | 477 | 509 | 503 | 531 | 527 | 553 | 552 | 578 | | |
| 14.294 | 402 | 433 | 430 | 463 | 457 | 492 | 484 | 517 | 509 | 540 | 531 | 564 | 553 | 589 | 578 | 614 | | |
| 16.336 | 433 | 520 | 463 | 520 | 492 | 525 | 517 | 550 | 540 | 577 | 564 | 604 | 589 | 630 | 614 | 657 | | |
| 18.378 | 520 | 605 | 520 | 621 | 525 | 636 | 550 | 651 | 577 | 666 | 604 | 681 | 630 | 697 | 657 | 708 | | |
| 20.420 | 605 | 684 | 621 | 705 | 636 | 728 | 651 | 751 | 666 | 774 | 681 | 798 | 697 | 821 | 708 | 845 | 224 | 295 |
| 22.462 | 684 | 715 | 705 | 739 | 728 | 764 | 751 | 788 | 774 | 813 | 798 | 838 | 821 | 862 | 845 | 887 | | |
| 24.504 | 715 | 752 | 739 | 778 | 764 | 804 | 788 | 830 | 813 | 856 | 838 | 881 | 862 | 907 | 887 | 933 | | |
| 26.546 | 752 | 795 | 778 | 821 | 804 | 848 | 830 | 876 | 856 | 903 | 881 | 930 | 907 | 957 | 933 | 985 | | |

挿入(Insert)　削除(Delete)

## 2）会社・社員情報リスト

### ■個人番号チェックリスト

①控除対象外の説明文言を変更しました。

「（外）：控除対象外」　（配偶者の個人番号は対象外でも必要となる場合があります）」

↓

「（外）：控除対象外」　（個人番号は対象外でも必要となる場合があります）」

# Ⅱ．給与・賞与／入力・出力

## 1）給与・賞与

### ■個人番号登録画面　※[登録更新→個人番号登録]

①控除対象外の説明文言を変更しました。

「（外）：控除対象外」　（配偶者の個人番号は対象外でも必要となる場合があります）」

↓

「（外）：控除対象外」　（個人番号は対象外でも必要となる場合があります）」

■**控除入力**　　※令和７年分マスターのみ対応

①令和７年４月１日以降に支払われる通勤手当が通勤費の非課税限度額の引き上げ対象になるので、遡って非課税額の精算を行います。該当の社員一人一人登録が必要となります。
『控除入力タブ』の"非課税修正分"欄にカーソルを置くと、[F6 通勤非課税]ボタンが押せるようになり下記のダイアログが表示されます。
「1 カ月当たりの差額」と「月数」をもとに「非課税となる通勤手当」を算出します。

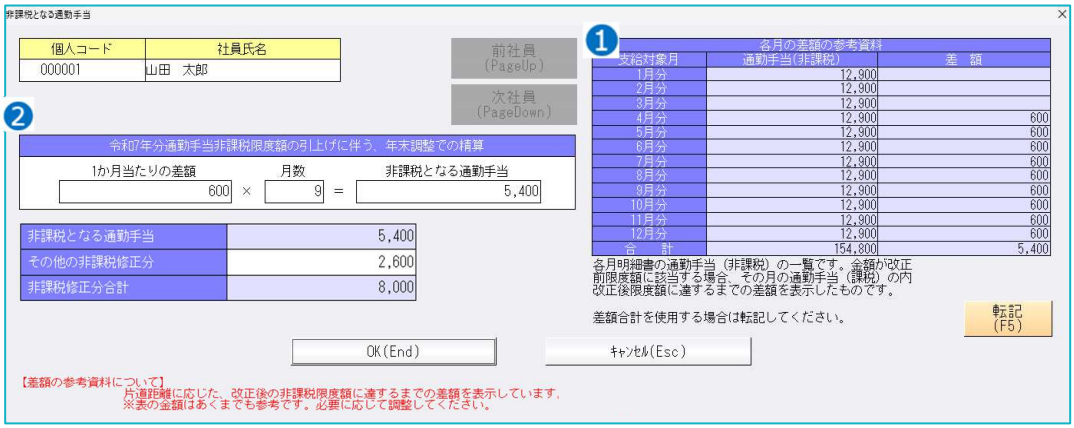


《画面の構成》

❶各月ごとの改正前の通勤手当（非課税）と改正後の通勤手当（非課税）との差額を表示します。
・通勤手当（非課税）：各月の通勤手当（非課税）の金額が表示されています。
・差額　　：通勤手当（非課税）が改正前の非課税限度額と等しい場合で、かつ、引き上げ対象の金額である場合にのみ表示します。
金額は以下のうち低い方の金額です。
「改正後の非課税限度額－改正前の非課税限度額」または「通勤費（課税）」を表示します。

❷年末調整での精算する非課税となる通勤手当を表示します。
右下の[F5 転記]ボタンを押下すると、各月の差額と発生している月数を転記し、非課税となる通勤手当を算出します。
毎月の差額が違っている場合、[F5 転記]ボタン押下時に「1 か月あたりの差額」「月数」は転記されず、計算結果部分の「非課税となる通勤手当」のみ転記されます。

②[OK（End）]ボタンを押下すると、「非課税となる通勤手当」の金額を『控除入力タブ』の「内通勤非課税精算分」欄へ転記します。
非課税修正分欄にはその他の非課税がある場合は合算して表示されます。（直接変更可能）

| | 入力額 | | 控除額 |
|---|---|---|---|
| 非課税修正分/内通勤非課税精算分/給与・賞与合計 | 8,000 | 5,400 | 4,913,200 |
| 所得金額調整控除額 / 給与所得控除後の給与等の額 | | | 3,489,600 |

※例えば、12 月 5 日支給、すでに改正後の金額に実額で通勤費（非課税）、通勤費（課税）を変更している場合、12 月分の通勤手当（非課税）欄は実額の金額、差額は空欄になります。

| | | |
|---|---|---|
| 10月分 | 12,900 | 600 |
| 11月分 | 12,900 | 600 |
| 12月分 | 19,700 | |
| 合　　計 | 161,600 | 4,800 |

# 修 正

## Ⅰ．給与・賞与／入力・出力

### 1）給与・賞与

①クラウド共有を行っているマスターにおいて、個人番号欄がグレーで空欄になるケースがあったのを修正しました。
『令和７年分年末調整対応プログラム（Ver.16.001）』をインストール後、クラウド上の最新マスターがバージョンアップ前の場合、個人番号が表示されないケースがありました。

## Ⅱ．給与・賞与／入力・出力

### 1）出力処理

**■次月計算基礎票**

①給与体系登録の条件によって、下記のメッセージが表示されるケースがあったのを表示しないように修正しました。
「時間外合計」と「遅早控除」が給与体系登録に登録されている場合、その項目に集計する項目が給与体系登録にセットされていなくても、上記メッセージを表示しないようにしました。
《メッセージ》
「給与体系登録で未登録の下記項目に金額が発生している社員がいます。該当社員は明細書入力画面の差引支給額が赤表示されますので、下記項目を一覧入力画面で確認してください。」

**■退職者用源泉徴収票（受給者交付用）**

①社員登録で“年調しない”を選択した場合、[F6 出力設定]／金額出力タブの"年調未済"該当者の控除額等を出力にチェックを付けて出力すると、基礎控除額欄に****が出力されていたのを修正しました。

以上